

令和6年度監査等執行計画

令和6年1月12日
鳥取県監査委員決定

鳥取県監査規程（昭和42年鳥取県監査委員告示第1号）第3条の規定に基づき、令和6年度に実施する監査（令和5年度内に実施する令和5年度決算に係る定期監査を含む。）、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行計画を次のとおり定める。

なお、年間の計画は別紙1「令和6年度監査等執行計画表」のとおりとし、監査対象機関毎の実施日程は前月の末日までに定め、関係機関に通知する。

1 業務適正化評価報告書審査

（1）実施時期

審査書類が提出された日の翌日から令和6年11月上旬までの間。

（2）実施箇所

総務部行政監察・法人指導課、総務部行政体制整備局行財政改革推進課

（3）方法

実地監査

（4）範囲

令和5年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

（5）重点事項

特に定めない。

2 定期監査

（1）実施時期

令和6年3月上旬から令和6年11月中旬までの間

（2）実施箇所

別紙2「令和6年に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。

【監査対象機関数及び監査実施機関数】

区分	監査対象 機関数(A)	監査実施 機関数(B)	本監査の内訳		B/A (%)	C/B (%)
			実地監査(C)	書面監査		
知事部局	157(155)	157(155)	58(52)	99(103)	100	37
企業局	3(3)	3(3)	3(3)	0(0)	100	100
病院局	3(3)	3(3)	3(3)	0(0)	100	100
教育委員会	49(49)	49(49)	13(18)	36(31)	100	27
警察本部	10(10)	10(10)	3(3)	7(7)	100	30
委員会等	3(3)	3(3)	1(0)	2(3)	100	33
県議会事務局	1(1)	1(1)	1(0)	0(1)	100	100
計	226(224)	226(224)	82(79)	144(145)	100	36

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 財務に関して指定管理者制度を導入している機関は、監査対象機関から除いている。

3 ()は、令和5年度に実施した機関数である。

(3) 方法

別紙2「令和6年に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。(添付は省略)

また、監査の結果に関し、必要な事案については関係部局長と協議する。

(4) 範囲

令和5年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

(5) 重点事項

特に「随意契約」について重点を置くものとする。実施方法等については別に定める。

3 財政的援助団体等監査

(1) 実施時期

令和6年7月上旬から令和6年11月下旬までの間

ただし、地方公営企業法の適用事業に係る指定管理者については、令和6年5月上旬から
令和6年7月中旬までの間

(2) 実施箇所

原則として次の考え方に基づき、業務内容や運営の実態等から適時性も勘案して別に定める。

ア 出資団体

県の出資割合が1/4以上の団体を対象として、原則として3年に1回監査を行う。

ただし、指定管理者（県が設置した公の施設を管理する団体）となっている出資団体等
必要があると認める一部の団体は、2年に1回監査を行う。

イ 公の施設の指定管理者

指定管理者の全てを対象として、原則として3年に1回監査を行う。

ただし、必要があると認める団体については、2年に1回監査を行う。

なお、みなとさかい交流館の指定管理者である境港管理組合については対象から除く。

ウ 補助金等交付団体

原則として、過去の監査の実施状況等を勘案して、抽出し監査を行う。また、県が損失補償等を行っている団体を対象として、抽出し監査を行う。

※ 補助金等とは、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金をいう。

(3) 方法

原則として実地監査とし、別に定める。

また、監査の結果に関し、特に必要があるときは関係部局長と協議する。

(4) 範囲

令和5年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

(5) 重点事項

特に定めない。

4 決算審査

(1) 実施時期

ア 普通会計

審査書類が提出された日の翌日から令和6年11月上旬までの間

イ 企業会計

審査書類が提出された日の翌日から令和6年8月上旬までの間

(2) 実施箇所

ア 普通会計

会計管理部会計指導課

イ 企業会計

生活環境部自然共生社会局水環境保全課、企業局、病院局

(3) 方法

各監査対象機関の決算状況の審査については、本庁機関の定期監査等の際に併せて行う。

ア 普通会計

書面監査

イ 企業会計

実地監査

(4) 範囲

令和5年度

(5) 重点事項

特に定めない。

5 例月現金出納検査

(1) 実施時期等

範囲	令和6年3月	4月	5月	6月	7月	8月
実施時期	5月下旬 まで	6月下旬 まで	7月下旬 まで	8月下旬 まで	9月下旬 まで	10月下旬 まで
方法	実地監査	書面監査	書面監査	実地監査	書面監査	書面監査

範囲	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月
実施時期	11月下旬 まで	12月下旬 まで	令和7年 1月下旬まで	2月下旬 まで	3月下旬 まで	3月下旬 まで
方法	実地監査	書面監査	書面監査	実地監査	書面監査	書面監査

(2) 実施箇所

ア 普通会計

会計管理部会計指導課

イ 企業会計

生活環境部自然共生社会局水環境保全課、企業局、病院局

(3) 重点事項

特に定めない。

6 基金運用状況審査

(1) 実施時期

審査書類が提出された日の翌日から令和6年11月上旬までの間

(2) 実施箇所

ア 鳥取県土地開発基金

総務部行政体制整備局行財政改革推進課

イ 鳥取県市町村資金貸付基金

地域社会振興部市町村課

ウ 鳥取県美術品取得基金

教育委員会事務局博物館

(3) 方法

書面監査

(4) 範囲

令和5年度

(5) 重点事項

特に定めない。

7 健全化判断比率等審査

(1) 実施時期

審査書類が提出された日の翌日から令和6年11月上旬までの間

(2) 実施箇所

ア 健全化判断比率

政策政略本部財政課

イ 資金不足比率

生活環境部自然共生社会局水環境保全課、農林水産部水産振興局水産振興課、県土整備部河川港湾部港湾課、企業局、病院局

(3) 方法

原則として実地監査

(4) 範囲

令和5年度

(5) 重点事項

特に定めない。

8 その他の監査

(1) 行政監査

別に定める。

(2) その他の監査

隨時監査、公金の収納又は支払の事務に係る監査、直接請求による監査、議会の請求による監査、知事の要求による監査、住民の請求による監査及び職員の賠償責任に係る監査の実施方法等については、必要に応じて別に定める。